

2026年1月

お得意様各位

岩瀬プリンス電機株式会社
代表取締役社長 杉山常雄

プリンス電機グループの今後の蛍光ランプ製造・販売について

「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」にて2023年11月3日に一般照明用蛍光ランプの製造禁止の段階的合意がなされた事を踏まえて、政府は、一般照明用蛍光ランプの製造や輸出入を2027年12月末をもって禁止する水銀汚染防止法の政令改正を2024年12月24日に閣議決定しましたが、内容は一般照明用途蛍光ランプに関するもので、プリンス電機グループ取扱い商品の蛍光ランプの殆どは特殊照明用途の蛍光ランプであり対象外となっております。

また、一般照明用と特殊用途を容易に識別可能にするため、特殊用蛍光ランプの定義や具体的な用途、製品例を明確にし、その識別表示につき、照明工業会より[ガイド B014](#): 2025が2025年11月28日公開されました。

プリンス電機グループは2028年以降も、特殊用途蛍光ランプの製造・販売を継続して参りますので、引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

蛍光ランプの「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例

【定義】

- 特殊な波長分布を持つもの
- 特殊な条件での使用が想定されるもの

【具体的な用途又は製品例】

- 特殊な波長分布を持つもの

色比較・評価用、検査用、カラーランプ、高演色用(美術館用、博物館用、撮影用など)、植物・生物用、紫外線カットランプ、商品・食品展示用、低誘虫用、医療機器用、表面改質用、半導体工場用、紫外線照射用(捕虫用、各種鑑定検査用、光化学反应用、表面改質用、蛍光照明用、医療機器用、日焼け装置用など)ジアゾ感光紙・青図感光紙の焼付け機用。

- 特殊な条件での使用が想定されるもの

低温用、看板用、表示インジケーター用、スキャナー用、医療機器用、非常用照明器具・誘導灯用、航空灯火用、飛散防止ランプ、防爆用、乗り物用、機械または家具等に含める目的で作られた照明器具用など。

以上